

目的積立金の取扱いについて

〔平成18年3月6日 役員会決定〕
〔平成19年9月19日 一部改正〕

毎事業年度の決算について文部科学大臣の承認があった目的積立金の配分については、次のとおり取り扱うものとする。

1. 目的積立金については、大学として緊急に取り組むべき事業への配分を優先する。
2. 上記1. による配分を最優先しつつ、目的積立金の発生要因が、前事業年度における部局等の経費節減努力等の結果生じた支出予算執行残に起因するものであるときは、当該部局からの申請に基づき、当該執行残額相当額の範囲内において、必要な経費の配分を認めるものとする。
3. 目的積立金の使途は、毎事業年度の決算について文部科学大臣の承認があった後に、役員会において決定するものとする。
4. 目的積立金を取り崩す場合の会計処理は、次のとおり行う。
 - (1) 費用が発生した場合は、その同額を目的積立金取崩額に振り替える。
 - (2) 固定資産を取得した場合は、その取得に要した額を資本剰余金に振り替える。

※ 目的積立金は、運営費交付金対象の自己収入の増収分、運営費交付金対象の支出予算の執行残分及び受託研究等の執行残分をいう。